第４回　船橋市景観総合審議会

議 事 録

日時　　令和６年１月２３日（火）

午後２時００分～午後３時３０分

場所　　本庁舎分室（県合同庁舎内）会議室１

１．開催日時

　令和６年１月２３日（火）午後２時００分～午後３時３０分

２．開催場所

　本庁舎分室（県合同庁舎内）会議室１

３．出席者

第１号委員（学識経験者）

　　　　　　　宇於﨑　勝也　：日本大学理工学部　教授

　　　　　　　佐藤　徹治　　：千葉工業大学創造工学部　教授

　第２号委員（関係行政機関）

　　　　　　　関谷　和春　　：千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課

景観づくり推進班長

第３号委員（関係団体）

　　　　　　　田端　友康　　：一般社団法人千葉県建築士会

小室　正己　　：千葉県屋外広告美術協同組合　理事長

高宮　幸子　　：船橋商工会議所

第４号委員（市民）

　　　　　　　永原　聡子　　：市民公募委員

　　　　　　　細沼　あゆみ　：市民公募委員

事務局　　　鈴木建設局長

　　　　　　　宗意都市計画部長

　　　　奥村都市計画課長

　　　　　　　鈴木都市計画課長補佐

佐藤主査

北野係長

國吉副主査

若山主任主事

　　　　　　　青木技師

４．欠席者

第１号委員（学識経験者）

　　　　　　　加藤　幸枝　　：カラープランニングコーポレーションクリマ

　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役

第２号委員（関係行政機関）

　　　　　　　小山　毅　　　：船橋警察署　生活安全課長

金子　雄介　　：船橋東警察署　生活安全課長

　第３号委員（関係団体）

宇戸谷　友益　：東京電力パワーグリッド株式会社京葉支社　支社長

５．議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由

報告１　昨年度の取組みについて【公開】

報告２　景観重要建造物等の助成制度について【公開】

報告３　景観協定について【非公開】

※報告３は船橋市情報公開条例第７条第３号に該当する不開示情報が含まれるため、同条例第２６条第２号に基づき非公開とした。

６．傍聴者数

　０人

７．決定事項

特になし

８．議事

【開会】

○事務局

それでは、本日は、お忙しい中お集りいただき、誠にありがとうございます。定刻より少し早いですが、皆様お揃いですので、第４回船橋市景観総合審議会を開催いたします。議事に入るまでの進行を務めさせていただきます、事務局の○○と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、初めに、委員の変更がございましたので、ご紹介いたします。

（新委員挨拶）

○事務局

ありがとうございました。

なお、本日所用により欠席されていますが、３名の委員が新たに就任されましたことをご報告いたします。

（新委員紹介）

○事務局

続きまして、事務局職員の変更がございましたので、ご紹介させていただきます。

（事務局挨拶）

○事務局

　続きまして、本日の資料を確認させていただきます。

（資料の確認）

【定員数の報告】

○事務局

続きまして出席委員数等をご報告いたします。本日は、４名の委員が所用によりご欠席となっています。よって本日は委員１２名のうち、８名の方にご出席いただいておりますことから、船橋市景観総合審議会条例第６条第２項に定める定足数に達していることをご報告いたします。

また、本日の審議会につきましては、傍聴希望の方がいらっしゃいません。

それでは会長、よろしくお願いいたします。

○会長

皆さんこんにちは。ご無沙汰しております。年も新たまりました。早速始めていきたいと思います。

【会議の公開の説明】

〇会長

それでは、まず議題に入る前に、会議の公開についてお話をさせていただきます。船橋市情報公開条例第２６条の規定によって、船橋市の設置する附属機関の会議は原則として公開とされておりますことから、次第の報告１及び報告２については、同条例に基づき公開となります。

報告３については同条例第７条第３号に該当する不開示情報を含むことから、同条例第２６条第２号の規定に基づき非公開といたします。また、会議後は会議録を作成し、非公開の部分を除き、公開いたします。なお、不開示情報が容易に分けられる場合、相当の期間が経過したこと等により不開示情報に該当しなくなった場合など、船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱第８条第３項各号に該当するときには、非公開の部分についても、会議録を公開することとなります。

また、本日は、事務局で記録のために音声の録音をさせていただいておりますのでご了承いただきたいと思います。

【議事録署名人の氏名】

〇会長

続きまして、事務局が作成しました議事録の内容を確認していただく署名人を委員の中から２名選出させていただきます。Ａ委員とＣ委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

（「お受けします」との声あり）

【議題】

○会長

　それでは、次第に従いまして、昨年度の取組みについて、事務局よりご報告をお願いします。

○事務局

それでは報告事項の1つ目、「昨年度の取組み」について報告いたします。

　２ページをご覧ください。屋外広告物に関する取組みについてご報告します。左のグラフは屋外広告物の許可件数になります。屋外広告物条例第１５条に基づく許可の件数は令和４年度４２４件でした。許可件数はグラフのとおり、例年と同程度でした。次に右のグラフについてです。こちらは委託業者にて、電柱のビラや道路上に管理されずに放置されている立看板などの違反屋外広告物の撤去を行った件数になります。令和４年度は２７，２２７件で、令和２年度より減少傾向となっております。

３ページをご覧ください。「屋外広告物官民連携実行委員会」の取組みについて報告します。まず組織の紹介です。この組織は条例を制定している「千葉県」、「千葉市」、「船橋市」、「柏市」、オブザーバーとして「流山市」、○○委員を会長とする「千葉県屋外広告美術協同組合」で組織しており、事業者と行政が一体となって屋外広告物に関する制度の普及及び啓発などを行う組織でございます。

　４ページをご覧ください。令和４年度に「屋外広告物官民連携実行委員会」にて行った取組みについて報告します。まずは「千葉県屋外広告物美化キャンペーン」についてです。アンケートやポスター掲示をとおして屋外広告物制度の普及・啓発を行うイベントです。令和４年度は海浜幕張駅前にて開催し、当日は６５３名の方にアンケートに回答いただきました。次に船橋市中央公民館で行いました「千葉県屋外広告物セミナー」についてです。こちらのセミナーは屋外広告物の行政担当者と屋外広告業従事者向けに開催したセミナーになります。２名の講師をお招きし、第１部では広告業の実務について、広告物が設置されるまでの流れなどを講演いただき、第２部では広告のデザインを考える上でのポイント等を講演いただきました。当日は４４名の方に参加いただきました。屋外広告物関係の報告は以上となります。

　５ページをご覧ください。景観届に関する取組みについてご報告します。景観法第１６条に基づく届出についてです。船橋市では「届出対象行為」として「一定規模以上の建築物の新築」や「一定規模以上の開発行為」などを定めております。令和４年度は７３件届出がありました。内訳は表のとおりとなっております。届出の件数は例年と同程度となっております。なお、１つの届出で複数の行為を届け出ることが可能であるため、表の左の行為の合計と届出件数は一致しません。

　６ページをご覧ください。令和４年度に届けられた完了届の事例を紹介する前に、届出の際の景観形成基準をお伝えします。船橋市ではこちらの表のとおり勧告基準が定められており、届出対象行為はこちらの基準に適合する必要がございます。

　７ページをご覧ください。勧告基準に加え、表に示す変更命令基準が定められております。届出対象行為の内、一定規模を超える建築物の新築等、例えば共同住宅の新築などでは外壁及び屋根の色彩はこちらの基準にも適合する必要がございます。それでは事例を紹介します。

８ページをご覧ください。こちらは前原西５丁目の共同住宅の事例になります。「色相が7.5YRで、彩度が２」に対して、彩度の基準がYRの場合６以下ですので、景観形成基準に適合していることが確認できます。また、これ以外の届出においても、色彩基準に適合していることを確認しております。

　９ページをご覧ください。船橋市景観計画では「良好な景観の形成を図るための配慮事項」が示されております。配慮事項とは景観計画区域におけるすべての建築物の建築等を行う際に、事業者などが配慮する景観形成上の事項です。この配慮事項は土地利用に対応した４つの地域区分ごとに定められております。次のスライドから完了届が提出された中で、この配慮事項が計画に取り入れられた事例を紹介します。

１０ページをご覧ください。こちらは夏見台４丁目の介護老人保健施設の事例になります。「自然・田園系地域」に分類されております。景観形成の配慮事項では「建築敷地内のゴミ集積所などの付属施設・設置物等については、建築物本体や周辺のまちなみとの調和に配慮した配置・規模・色彩・デザインとなるよう努める」と示されております。こちらはボックスタイプの採用と高さを抑え、彩度の低い色彩を採用することで、周辺のまちなみとの調和に配慮した事例です。

　１１ページをご覧ください。こちらは前原東５丁目の共同住宅の事例になります。「住居系地域」に分類されております。景観形成の配慮事項には「敷地の接道部においては、塀、柵、生垣・植栽、地面の仕上げ等に自然素材を積極的に活用するなどの工夫により、沿道のまちなみの一体感や連続性の確保、歩行空間の魅力向上に資するよう努める」と示されております。この事例の場所は前面の道路に高低差があるところですが、段差を用いて植栽帯が設けられた事例になります。以上が令和４年度の船橋市の取組みになります。以上です。

○会長

　ありがとうございます。ただいまの報告に対して、ご意見やご質問はございますか。

〇会長

　では皮切りに、私から３つ質問します。まず２ページのところで、違反屋外広告物の除却件数が減少しているとのことでしたが、これは違反広告が少なくなったと感覚的に考えてよいのか、というのが１点目になります。次に、５ページのところで、届出がされたものに対して、変更命令を出すことができますが、変更命令を出したことがあるかどうかということが２点目、３点目は９ページで、景観計画区域というご説明があったかと思いますが、船橋市の場合は、景観計画区域は市域全域と定められているのかという確認をしたいと思います。３点お願いします。

〇事務局

　最初に件数の話ですが、市内業者に撤去していただいておりまして、その業者の方から、以前と比べて撤去広告が少なくなっていると報告を受けておりますので、実際に少なくなっていると思っております。２点目の変更命令ですが、船橋市で行ったことはありません。３つ目の景観計画区域については、市内全域となっております。

〇会長

はい、ありがとうございます。市民の皆さんも景観のルールを良くご存じで、守っていただいているということだと思いますが、いかがでしょうか。

〇副会長

　１１ページの事例３、共同住宅のところですが、塀、柵、生垣・植栽、地面の仕上げ等の工夫、これで歩行空間が魅力的となったというのは良くわかるのですが、沿道のまちなみの一体感や連続性と書かれていて、この共同住宅の周辺がどうなっているのか、本当に一体感や連続性がとられていればこの記述でいいと思うのですけれども、そうなっているのか、教えていただければと思います。

〇事務局

１１ページのスライドの上に表記されているものは、景観形成の配慮事項ということで、景観計画内に記載された内容となっております。そして、スライドの下に表記されているものが、事業者の配慮事項となります。こちらは前原東５丁目で、共同住宅が立ち並んでいる場所になります。

〇副会長

　配慮事項ということで、この事例では必ずしもそうではないということでしょうか。

〇事務局

　はい、おっしゃる通りです。

〇会長

　他に何かありますでしょうか。

〇Ｅ委員

　こちらの取組みで事例紹介をいただきましたけれども、これは完了届出書に写真等を添付されて報告され、それを現地に行って確認されたと思ってよろしいでしょうか。

〇事務局

　完了届出書に添付された写真で確認しており、現地確認は行っておりません。

〇Ｅ委員

　そうしますと、過去にもこういった届出書が出た事例に関して、継続的に景観を守っているかどうかというチェックまでは、特に市ではなさっていないという理解で良いでしょうか。

〇事務局

　そうです、そこまではやっておりません。

〇会長

　他にいかがでしょうか。それでは報告１については、皆さんからのご理解を得られたということで、こちらで終了したいと思います。

　では、続きまして景観重要建造物の助成制度について、事務局よりご報告をお願いいたします。

〇事務局

報告事項の２つ目、「景観重要建造物等の助成制度について」ご報告します。

２ページをご覧ください。まず景観重要建造物及び景観重要樹木についてご説明します。景観重要建造物及び景観重要樹木は景観法に基づき景観行政団体の長つまり市長が「指定の方針」に則り、指定することができる制度となっております。この「指定の方針」は船橋市景観計画に示されております。道路その他の公共の場所から望見でき、「歴史・文化等の特性が表れた特徴的な建造物や樹木」や「地域のシンボルとして市民に親しまれている建造物や樹木」などが示されております。これ以降、景観重要建造物は「建造物」、景観重要樹木は「樹木」と省略させていただきます。

　３ページをご覧ください。現在の船橋市の「建造物」と「樹木」の指定状況です。「建造物」は現在第３号まで指定されており、平成２３年に第１号アンデルセン公園の風車、平成２８年に第２号船橋大神宮の灯明台、第３号に廣瀬直船堂が指定されております。なお、現在アンデルセン公園の風車は羽根を回転させられるように修理中でございます。「樹木」については現在のところ指定はございません。

　４ページをご覧ください。「建造物」及び「樹木」に関する船橋市の現状について説明します。「建造物」は歴史的・文化的に優れている場合が多く、修繕などが発生した場合は修繕費が高額になることが予想されます。第２号灯明台と第３号廣瀬直船堂は民間の方が所有しており、修繕が発生した場合は所有者の負担が大きくなるといった現状がございます。

　５ページをご覧ください。現状の２つ目として、景観法第４６条には「所有者は景観行政団体又は景観整備機構に対し、管理に必要な助言又は援助を求めることができる。」とされております。この「援助」は金銭的なことだけではございませんが、所有者より金銭的な援助を求められた場合、船橋市では制度の整備がなされていないといった現状がございます。

　６ページをご覧ください。現状を整理しますと、「修繕が発生した場合、所有者の負担が大きいこと」や「金銭的な援助をする制度がない」といった現状がございます。こういった現状ですと、修繕が行われず、重要な景観が保全されないという問題が発生する可能性があります。船橋市景観計画には「船橋市の良好な景観を守り・活かし・創り・育み・取り戻し、次世代へと受け継いでいくこと」や、「市民・事業者・行政が協働して、総合的に景観形成の取り組みを推進していくこと」が示されております。そこで、現状に鑑み、まずは他自治体の助成制度について調査しました。

７ページをご覧ください。調査した内容と結果について説明します。令和４年３月３１日時点での全国の指定状況は、「建造物」は２県１１１市区町で７３０件、「樹木」は６７市区町村で２７９件指定されております。船橋市では「建造物」を指定している当市を除く２県１１０市区町に対して、「建造物」に対する助成制度の策定状況について調査いたしました。回答を１０１の自治体からいただき、４５の自治体が策定済みと回答がありました。「建造物」を指定している自治体の約４５％が助成制度を策定していることがわかりました。そこで更にこの４５の自治体の内、１６の「政令指定都市」と「中核市」にしぼり、再度、助成制度の内容について調査いたしました。この調査では「助成対象の範囲」や、「助成限度額」及び「助成率」について調査しました。次のスライドからその調査結果を報告します。

　８ページをご覧ください。まず「建造物」の助成対象の範囲についてです。このような敷地の一方のみ道路に面した「建造物」をモデルケースとします。各自治体の制度内容が異なるため１６自治体の「傾向」と捉えていただければと考えております。調査の１つ目として道路から望見できない部分、例えば道路から見て「建造物」の裏手にあたる部分の修繕工事を助成対象としているか調査しました。これに対しては１６市の内１５市が助成の対象という結果でした。

９ページをご覧ください。次に「建造物」の柱や梁、基礎といった構造耐力上主要な部分の修繕工事を対象にしているかについては１６市の内１１市が対象と回答がありました。

１０ページをご覧ください。次に内装の修繕工事を対象にしているかについては、１６市の内５市が対象としておりました。ただし、内部を一般公開している場合においては対象とするという回答も見られました。

　１１ページをご覧ください。次に敷地内にある工作物や植栽などの修繕及び修景工事を対象とするかについてです。図のように敷地内には多くの工作物等が存在することが想定されますが、１６市の内１４市が「建造物」以外の工事を対象としておりました。

　１２ページをご覧ください。次に防虫害工事や防火設備工事等を対象としているかについてです。こちらは修繕とは違い予防として行う工事を想定しておりますが、こちらについては１６市の内６市が対象としておりました。

　１３ページをご覧ください。次に工事以外の設計や監理を対象としているかについては、１６市の内１０市が対象としているという結果でした。

　１４ページをご覧ください。次に樹木の助成対象の範囲についてです。あくまでも「建造物」に対する助成制度を策定している自治体に対しての調査になります。「樹木」の樹形の整形等の費用を対象としているかについては１６市の内８市が対象という結果でした。

　１５ページをご覧ください。最後になりますが、「樹木」以外の例えば倒木防止のための支柱等を助成対象としているかについて調査しました。樹木を助成対象としていると回答をいただいた８市の内７市が対象としておりました。

１６ページをご覧ください。助成対象の範囲について整理します。半数以上の自治体が助成対象としている項目を赤枠で囲っております。一番上部に記載されている「道路より望見できる箇所」の修繕については助成制度を策定している自治体は当然対象としていることから調査をしておりません。調査した結果、「建造物」の外側については望見できる、できないにかかわらず助成対象としていることがわかりました。「建造物」の内側については構造耐力上主要な部分について多くの自治体で対象としている一方、内装については助成対象としている自治体は少ないという結果でした。次に敷地内の「建造物」以外の工作物及び植栽などの修繕、修景工事については多くの自治体が対象としておりました。また、建造物の工事以外の設計や監理等も対象としていることがわかりました。「樹木」については、半数の自治体が樹木の整形等を助成対象としており、そのほとんどが樹木以外の支柱などについても助成対象としておりました。

　１７ページをご覧ください。次に助成限度額と助成率の調査結果についてです。

まずは「建造物」についてです。１６市に「同一の年度内に１つの建造物に対して助成できる限度額及び助成率」について質問しました。回答がなかった自治体や予算の範囲内と回答した自治体を除き、割合を算出しました。左のグラフの助成限度額は、３００万円から１０００万円という範囲でした。限度額を４０１～６００万円としている自治体が１１市の内７市、率にして６４％という結果でした。右のグラフの助成率は、２分の１から５分の４という範囲でした。１１市の内７市、率にして６４％が２分の１という結果でした。

次に「樹木」についてです。樹形の整形等を行う場合の限度額及び助成率について調査しました。左のグラフの助成限度額は１万から５００万円という範囲でした。３１～６０万円が７市の内３市、率にして４３％という結果でした。右のグラフの助成率ですが２分の１から３分の２の範囲でした。７市の内５市、率にして７２％が２分の１としておりました。

　１８ページをご覧ください。調査結果をまとめるとこのようになります。船橋市が行った調査の結果、「建造物」を指定している約半数の自治体が助成制度を策定しておりました。先にもお伝えしたとおり、船橋市景観計画では「船橋市の良好な景観を守り・活かし・創り・育み・取り戻し、次世代へと受け継いでいくこと」、また「市民・事業者・行政が協働して、総合的に景観形成の取り組みを推進していくこと」を目的としており、そのためにも船橋市も助成制度を策定する必要があると考えております。

　１９ページをご覧ください。最後に現段階で考えているスケジュールをお伝えします。

本日の審議会でご意見いただいた内容を元に助成制度について検討していきます。次回景観総合審議会にてその助成制度の概要を報告させていただきたいと考えております。その後、助成制度に関する要綱（案）を作成し、審議会にて諮問させていただきたいと考えております。以上が景観重要建造物等の助成制度の報告になります。

〇会長

　ありがとうございます。報告２、景観重要建造物に対する助成を考えていきたい、市側としてはやりたいということをお分かりいただけたかと思いますが、それについてのご意見、やらなくてもいいのではないかという意見から始まって、どれぐらいの額とか、どれぐらいの率とかということのご意見を伺いたいということです。いかがでしょうか。

〇副会長

　助成制度を検討する前提条件として、将来的に件数がどれぐらいになるのかというのが、予算との兼ね合いでいうと、非常に効いてくると思います。現状で建造物が３件で樹木がなしということですが、７ページで他の自治体の数字と比べると、単純に平均すると１自治体あたり７件ぐらいあるという感じがしますが、今後船橋市としては増やしていくというお考えがあるのか、もしくは既に検討中のものがあるのか教えて頂きたいと思います。

〇事務局

　今のところ、検討中のものはありません。市政８０周年に景観８０選を市民から募集して選んでおります。ただ、それが景観重要建造物や景観重要樹木になる、というものでもないので、今後この助成制度ができ次第、アピールと同時に建造物等の募集等を行いたいと考えております。

〇副会長

　他の自治体の助成限度額の調査結果が１７ページにありますが、件数は１１や７なので、具体的な数字を出しても良いのではと思うのですが、４０１万から６００万円が一番多いとのことですが、実際はほぼ５００万円ということでしょうか。区分が分かりづらいと思ったので、教えて頂けるとありがたいです。

〇事務局

　おっしゃるとおり、５００万円や６００万円がボリュームゾーンになります。

〇副会長

　ありがとうございます。

〇会長

　他にいかがでしょうか。

〇Ｄ委員

　４ページの船橋市の現状というところで、第３号に廣瀬直船堂が指定されていると思いますが、こちらは個人所有ということで、現状では個人は１件だけでしょうか。

〇事務局

　はい、個人所有は１件になります。大神宮は神社なので、民か官かといったら「民」になります。個人としては廣瀬直船堂１件になります。

〇Ｄ委員

　ありがとうございます。はす向かいに森田呉服店の、やはり古い建造物がありますが、この廣瀬直船堂だけが指定されているというのは、どういう経緯があったのでしょうか。

〇事務局

　廣瀬直船堂の向かいに森田呉服店がございます。当時、廣瀬直船堂を指定する際に、市としては森田呉服店や東葉門、もう無くなってしまいましたが玉川旅館などを候補に挙げて、協議をさせていただきました。その中で同意をいただけたのが廣瀬直船堂で、あとは同意に至らなかったという状況でございます。

〇会長

　他にいかがですか。

〇Ｆ委員

　今同意がいただけなかったというお話があったのですけれども、そもそも、船橋市から建物所有者に対して指定をしたいとお話をして、同意をいただけたら指定するという感じなのでしょうか。

〇事務局

　そうです。同意がいただければ指定はできます。

〇Ｆ委員

今、補助金のお話が出るということは、保存を依頼した時にお金の話が問題になったから、そういうお話をされているということでしょうか。

〇事務局

　やはり廣瀬直船堂にしても灯明台にしても歴史的な物ですので、修繕に関する費用は多額になってくると考えられます。廣瀬直船堂はこれまで修繕していないと伺っていますが、何も助成できないのはどうなのかと、できるだけ船橋市内の景観資源を残していきたいというのが、我々の考えですので、その中で助成制度を検討させていただきたい、というのが今回の報告になります。

〇会長

　景観重要建造物はそもそも法でもメリットがあまりないのです。例えば相続するときに相続税の７割で良いという制度がありますが、７割ではまだ高くて、それ以上下げてもらえないし、あとは建築基準法を一部守らなくても良いというのもありますが、それ以外はメリットがないというのが事実なのです。今回調べ始めたのは、民間で所有されている方は修繕にお金がかかっている、それを自分で負担していらっしゃる。市が指定しておいて、個人で全部やってくれというのでは、困るのではないか、ということで他の自治体を調べたところ、半分くらいの自治体で助成をし始めていた。船橋市としてはインセンティブにして、という言い方は変かもしれないですが、副会長からもお話があったかと思いますが、他にもまだ指定できるものがあると思いますので、何もメリットがないなら指定されても困るよという話が、こういうメリットがあるから指定を受けようとなり、これから指定を増やしていければ、船橋の魅力に繋がるのではないかという流れの中で、第１歩としてこういうことができるのではないか、ということと思います。ですので、委員の皆さんにはあまり後ろ向きではなくて、助成はした方が良いということにご同意をいただきたいと思いますし、これから、金額はいくらぐらいなのか、何割ぐらいなのか、といったことをご議論いただいて、担当課にはうまく予算を取ってもらわないといけませんが、うまく予算がつけば、これから弾みがついて、上手く転がっていくのではないかと思います。

　他にいかがでしょうか。

〇Ｂ委員

他に歴史的建造物とか重要文化財とかそのような指定は、船橋市にあるかどうか把握できていないのですが、そちらの補助があるのか、あったらどのような助成制度になっているかを比較していかないと、不公平なところがあるので、逆に言えばそのような建物も景観重要建造物に指定し、市から補助をすることができるのか、ということをお聞きしたいと思います。

〇事務局

　当市に文化課がございまして、確認したところ、国でも県でも市でも文化財に指定されていれば、文化課で多少補助は出しているというのを聞いております。例えば修繕費の２分の１以内が助成されるとのことです。当課としても文化課と連携して、制度を検討していきたいと思います。

〇会長

　文化財に指定されていても、景観重要建造物に指定することは可能だと思いますので、どちらの助成を使うかという話は出てくるかもしれませんね。

　他にいかがでしょうか。

〇Ｅ委員

　今後指定を増やしていきたいというお話でしたけれども、市で選ぶのと、公募と両方という意味合いでよろしいでしょうか。

〇事務局

　はい。そうです、両方になります。我々も何かあるのか探してみますし、建造物をお持ちの方から市に話がいただければ、指定を考えていきたいと思います。

〇Ｅ委員

　そうしますと、メリットとして助成金が得られるので、建造物などを残していただきたいということと、指定されることで補助が受けられるという話になると思うのですが、指定を受けた以上、残さないといけないとか、樹木だと切ってはいけないとか、義務がセットでされるイメージでしょうか。

〇事務局

　そうです。景観重要建造物も樹木も管理の方針がございまして、そこで管理方法についても決めていくことになっております。

〇Ｅ委員

　先ほど、玉川旅館の話がありましたけれども、残したいけれども費用がかかってしまうので、残さない現状があって、そこで助成金があることで残せるというのが、一番良い道筋だと思うのですが、助成金が足りないとか、その程度の助成では残せないだとか、という時には、枠を作ってしまうとケースバイケースで対応するということが難しくなるのかと、もちろん予算があることなので、上限がないというわけにはいかないと思うのですけれども、そういった場合のイメージを想定されているのかお伺いできればと思います。

〇事務局

　現在、金額的な範囲は検討中で、次回にでもある程度報告させていただければと思います。

〇会長

　景観重要建造物も景観重要樹木も指定の解除はできます。ただし、どのように解除するかという、手続きを予め定めておかなければならないと思います。いくら助成金があってもそれでは足りなくてやはり駄目だという場合もあり得るかと思いますから、これからルールをつくっていく中で、解除するときにはこのような手続きを踏んで解除していきましょうと。民間所有のものですから、市の方からというより、まずは民間の方の意向が先だと私は考えています。そのようなルールは作れると思います。

〇Ｅ委員

　はい。

〇Ｄ委員

　お話を伺いますと、先ほど文化課の話がでました。第２号は、重なっているように思えるのです。この辺をもっとはっきりとさせ、どちらの担当課がやるではなく、明確にできないものでしょうか。文化遺産としてとらえる建造物なのか、景観として扱うものなのか、すっきりしないように感じるのです。その辺を分けたほうが明確にやっていけるのではないか、と私は考えたのです。景観重要建造物ですと第１号から３号まで入るのかもしれませんが、文化財などの市の負担が入るべきものと、個人の管理するもの、その辺をもう少し明確にした方がよろしいのではと考えたのですが。

〇事務局

　例えばアンデルセン公園の風車は市の所有で、この助成金は使えないと思います。そちらは市が管理しているので市の予算で対応していくことになります。出来るとしたら、景観重要建造物の２号と３号だけ、灯明台と廣瀬直船堂は助成の対象になるかと思います。

〇Ｄ委員

　大神宮は個人なのですか。

〇事務局

　そうです、神社なので「民」のものになります。アンデルセン公園の風車だけは、公共施設で市が管理しております。

〇Ｄ委員

　ありがとうございます。

〇Ｆ委員

　今おっしゃっていたことは、私も感じるのですが、灯明台と個人の住宅を同じレベルで助成を考えるのでは無く、何か少し基準が違うものが必要なのではないか、という趣旨かと思います。一律に助成すると、やはり住んでいるものと灯明台では性質が全く違うものなので、その区切りがあいまいで、文化財的なイメージを受けているものと同じに論じられるのかということかと、私も感じます。

〇事務局

　整理させていただきますと、一般個人の方の住宅と、灯明台のようなある種皆さんに観ていただけるように一般公開されているようなものを区別して考えるべきではないか、補助できる最大上限値を区別して設けるべきではないかというご指摘かと思います。それについてもご意見として賜りまして、今後の検討課題とさせていただければと思います。

〇会長

　他にいかがでしょうか。

　景観重要建造物は古いものではなくても、今のものでも、景観として重要なものであれば構いません。今回の報告は、主に修理費について助成するというものですので、大神宮も廣瀬直船堂も自分のところで修繕し、支払い、その何パーセントかを市が助成するという形になります。所有者が修繕し、市が助成する。所有者の動きを受けてお助けしますよというスタンスです。ご自分が存続すると意思を固められたところに対して、協力したいというようなスタンスでこれから制度を作っていけたらと考えています。

　他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ではこれは継続してこれからいろいろ細かいことを詰めたうえでまた市から提案を頂いて、皆さんのご意見をいただいて、と何回か段取りが続きますので、ご記憶にとどめていただき、これからも話があるというようにしたいと思います。それでは報告２についてはこれで終了したいと思います。

　続きまして、報告３の景観協定について、事務局より説明をお願いします。

〇報告３　景観協定について【非公開】

※報告３は船橋市情報公開条例第７条第３号に該当する不開示情報が含まれるため、同条例第２６条第２号に基づき非公開とした。

〇会長

　本日は報告１、２、３と報告のみでしたが、何か発言し忘れたとか、追加があるというようなことはございませんか。

　それでは本日は以上といたします。事務局から連絡事項等ありますか。

【閉会】

〇事務局

　本日はありがとうございました。

委員の皆様におかれましては令和６年６月３０日をもって任期満了となります。今のところ、任期満了前の会議の開催は予定しておりませんので、本日が現メンバーでの最後の審議会となります。本当にありがとうございました。この場を借りて御礼申し上げたいと思います。次期も委員を引き続きお引き受けいただける方におかれましては、後日改めて委嘱の依頼等をさせていただきたいと考えておりますので、またその手続きをよろしくお願いいたします。

次回の第５回景観総合審議会につきましては、令和６年夏以降に開催したいと考えております。次期も委員をお引き受けいただける皆様におかれましては、会議の詳細等が決まりましたらご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。事務局からは以上でございます。

〇会長

　はい、任期がもう終わりだという話が最後に出てきましたが、アイディアに関する宿題は今月末くらいまでに何か気になることがあれば送っていただき、それを次の方に引き継いていきたいと思っております。２回しかお会いできなかったのですけれども、今回の任期はこれで終わりとなりますので、ありがとうございました。これをもちまして、第４回船橋市景観総合審議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

９．資料・特記事項

（１）傍聴者配付用資料

　　　・報告資料

（２）特記事項

　　　特になし

１０．問い合わせ先

　建設局都市計画部都市計画課景観係

　０４７－４３６－２５２８